

# 「知って得する？」社労士の独り言 第39回

## 令和3年4月施行の「改正高齢者雇用安定法」の概要について

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部  
 特定社会保険労務士 石川 貢

令和2年3月31日に成立しました「雇用保険法等の一部を改正する法律」の一つである「改正高齢者雇用安定法」に関する省令や指針が10月30日に厚生労働省から示され、リーフレットも公開されました。

この法律の趣旨は、少子高齢化が急速に進展し労働力人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある65歳から70歳までの就業機会の確保を、事業主に「高齢者就業確保措置」として、次の①～⑤のいずれかの措置を講ずる努力義務を新たに設けたものです。このうち、雇用以外の措置（④及び⑤）は紙面の都合で説明を省略しました。

### 【対象となる事業主】

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで雇用する制度を除く。）を導入している事業主

### 【対象となる措置】

- ①～⑤のいずれかの措置（高齢者就業確保措置）を講じるよう努めること
- ①70歳までの定年引き上げ
  - ②定年制の廃止
  - ③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入（対象者の限定可）  
 ※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
  - ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入（過半数労働組合等の同意要）
  - ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入（過半数労働組合等の同意要）
    - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
    - b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業

### 【指針による高齢者就業確保措置を講ずるに当たっての留意事項】

#### 1. 全般的な留意事項

- \* 高齢者就業確保措置のうち、いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を行い、高齢者のニーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいこと。
- \* 複数の措置により、70歳までの就業機会を確保することも可能ですが、個々の高齢者にいずれの措置を適用するかについては、個々の高齢者の希望を聴取し、これを十分に尊重して決定する必要があること。
- \* 高齢者就業確保措置は努力義務であることから、対象者を限定する基準を設けることも可能ですが、その場合には過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいこと。
- \* 高齢者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいこと。

#### 2. 基準を設けて対象者を限定する場合

- \* 対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるものですが、事業主が恣意的に高齢者を排除しようとするなど、高齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関係法令に反するものや公序良俗に反するものは認められないこと。

#### 3. 65歳以上継続雇用制度の場合

- \* 70歳までの就業の確保が努力義務となることから、契約期間を定めるときには、むやみに短い契約期間とすることがないように努めること。
- \* 70歳までの継続雇用制度は特殊関係事業主以外の他社により継続雇用もできるが、この場合は、高齢者を継続して雇用することを約する契約を締結する必要があること。
- \* 他社で継続雇用する場合にも、可能な限り個々の高齢者のニーズや知識・経験・能力等に応じた業務内容、労働条件とすることが望ましいこと。

#### 4. 賃金・人事処遇制度の見直しをする場合

- \* 年齢的要素を重視する賃金・処遇制度から、能力、職務等の要素を重視する制度に見直す場合は、高齢者の就業及び生活の安定にも配慮した計画的かつ段階的なものとなるよう努めること。
- \* 高齢者就業確保措置により支払われる金銭は、制度を利用する高齢者の就業の実態、生活の安定等を考慮し、業務内容に応じた適切なものとなるよう努めること。
- \* 短時間や隔日での就業制度など、高齢者の希望に応じた就業形態が可能となる制度の導入に努めること。
- \* 事業主が導入した高齢者就業確保措置の利用を希望する者の割合が低い場合には、労働者のニーズや意識を分析し、制度の見直しを検討すること。

今後、就業年数が延びていくと予想されます。業種により事情も変わるとは思いますが、安定した労働力の確保に向け、前向きに取り組んでいきましょう。

参考リンク： 厚生労働省「高齢者雇用安定法の改正～70歳までの就業機会確保～」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903)